

「部分引渡し特約条項（業務用）」

（この契約の特則）

第○条 指定部分に係る業務が第○条の規定による読替え後の第○条第○項の検査に合格している場合においては、第○条第○項中「委託料の10分の3以内の前払金」とあるのは「委託者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る前払金」と、同条第○項及び第○項中「委託料」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る委託料」と読み替えてこれらの規定を適用する。